

# 仙台市公報

号外（調達）第58号  
令和5年3月31日発行

発行所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市役所

目次

公 告

○入札公告・・ 1

## 公 告

仙台市公告（調達）第8号

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月31日

仙台市長 郡 和子

### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品等又は役務の名称及び数量

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① モノクロレーザープリンタ ほか      | 一式 |
| ② 仙台市葛岡斎場予約システム関連機器賃貸借 | 一式 |
| ③ 仙台市指定ごみ袋保管配送業務委託     | 一式 |

(2) 案件内容

別途記付する仕様書に記載のとおり

(3) 納入（履行）場所

本市指定の場所

(4) 契約（履行）期間

- ① 令和5年8月31日
- ② 令和5年11月1日～令和10年10月31日
- ③ 契約締結日～令和8年7月31日

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 本市における競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) その他入札説明書で定める要件を満たしていること。

### 3 入札手続等

(1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話 022-214-8124

(2) 入札説明書等の公開期間及び入手方法

令和5年3月31日から仙台市財政局財政部契約課ホームページでダウンロードすること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/kekka/hatchu.html>

(3) 一般競争入札参加申請書の提出期間・場所

令和5年3月31日から令和5年4月19日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は令和5年4月19日を受領期限とする。)

上記3(1)の場所に同じ。持参又は郵送すること。

(4) 仕様書についての質問書の提出期間・場所

令和5年3月31日から令和5年4月19日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は令和5年4月19日を受領期限とする。)

上記3(1)の場所に同じ。持参又は郵送すること。

(5) 本市の令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の資格申請

ア 提出書類 本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

イ 提出期間 令和5年3月31日から令和5年4月10日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は令和5年4月10日を受領期限とする。)

ウ 提出場所 上記3(1)の場所に同じ。持参又は郵送すること。

(6) 入札・開札の日時、場所

① 令和5年5月23日 13時30分

② 令和5年5月23日 14時00分

③ 令和5年5月23日 14時30分

上記3(1)に同所 契約課入札室

(7) 入札書の提出方法(持参又は郵送すること。)

持参の場合 上記3(6)に指定する日時・場所に持参する。

郵送の場合 令和5年5月22日までに、上記3(1)の場所に必着とする。

#### 4 その他

(1) この調達書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 ①②については免除、③については履行期間に応じた額以上(詳細は入札説明書による)。

(5) この調達書は、仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)の適用を受けるものである。

(6) 入札の無効

ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

イ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書

ウ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

エ 入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名(代理人の氏名)の記載のない又は判然としない入札書

カ 件名又は入札金額の記載のない入札書(「0円」又は「無料」等の記載は入札金額の記載がないものとみなす。)

キ 件名の記載に重大な誤りのある入札書

ク 入札金額の記載が不明確な入札書

ケ 入札金額を訂正した入札書

コ 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

サ 入札公告等において示した入札書を受領期限までに到達しなかった入札書

シ 入札が真正なものであることが確認できない入札書

ス 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

セ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

ソ 当該入札の辞退を表明している入札書(辞退届その他の書類を投函した場合も含む。)

タ その他入札に関する条件に違反した入札書

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者と決定する。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を

決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

エ 落札者が、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(1)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受け、かつ、当該入札に係る一般競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products(service) to be purchased:

① Black-and-white Laser Printer, etc. (set:1)

② Lease of Equipment Related to the Reservation System for Kuzuoka Funeral Hall, City of Sendai (set:1)

③ Subcontract for Storage and Delivery of Sendai City Designated Prepaid Garbage Bags (set:1)

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 19. April, 2023

(3) The date and time for the submission of tenders:

① 1:30 PM, 23. May, 2023

② 2:00 PM, 23. May, 2023

③ 2:30 PM, 23. May, 2023

(4) A contact point where tender documents are available: Contract Section, Finance Bureau, Sendai City Hall, 3-7-1, Kokubuncho, Aoba-ku, Sendai 980-8671 Japan Tel: 022-214-8124